

蛭田坪遺跡

御坊駅前吉原線街路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要

1993.12

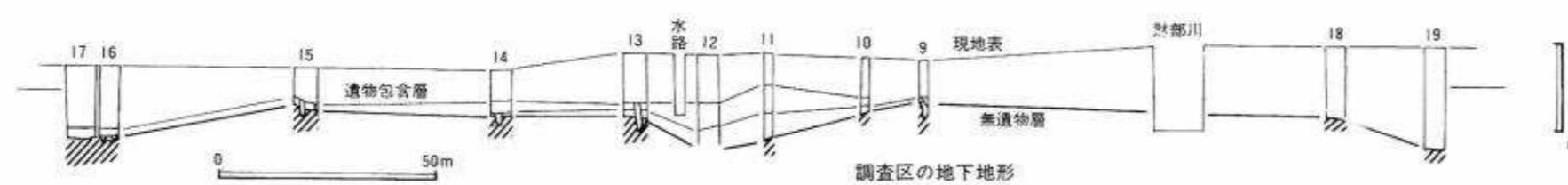
財団法人 和歌山県文化財センター

例　　言

1. 本書は、御坊市湯川町小松原地内に所在する蛭田坪遺跡の埋蔵文化財発掘調査概報である。
2. 調査は御坊駅前吉原線街路整備工事に伴なうもので、和歌山県御坊土木事務所の委託を受けた（財）和歌山県文化財センターが、和歌山県教育委員会の指導の下に調査を実施した。
3. 現地調査の期間は1993年8月2日から9月30日で、調査の面積は約150m²である。
4. 現地調査ならびに本書の作成は（財）和歌山県文化財センター主査 武内 雅人が担当した。
5. 調査にあたっては御坊市教育委員会・御坊市都市計画課のほか、地元商店街の皆様には御協力ならびに御援助を頂いた、記して感謝したい。
7. 調査・整理作業で作成した図面・写真や野帳・台帳類は（財）和歌山県文化財センターが、出土遺物は和歌山県教育委員会が各々保管している。
8. 各調査区の土層名は基本的な土質・色調が近似しており、層順や年代観に矛盾がなければ同一層の名称とした。したがって、各調査区毎に第1から数字順の層名がついているわけではない。

凡　　例

1. 調査・本書の記述で使用した座標値は国土座標第VI系のもので、標高は東京湾標準潮位（T.P.+）の数値である。
2. 土層・遺物の色調は日本色研事業株式会社発行『新版標準土色帳』（1993年版）に準拠した。
3. 本遺跡の略号は「24・27」で、出土遺物には取り上げ袋毎の通し番号が付けられている。遺物には遺物略号・遺物袋の番号が注記されているだけなので、出土層位や遺構名を知るために遺物台帳を検索する必要がある。図化した遺物には袋番号毎に1から始まる枝番号を与え、遺物・台帳・実測図に記入している。
4. 遺構番号はその種類にかかわらず1番からの通し番号となっており、この番号は遺構実測原図にすべて記入されている。掘立柱建物には、それを構成するピット番号の一番若い番号を与えている。
5. 本書の遺構・土層実測図は1/80、遺物は1/6の縮尺で、図に表示したレベル高はT.P.+5mである。
6. 本書でしめした遺物の数量は接合前の破片数である。



- 1 -



遺 跡
(北から)

遺 跡

蛭田坪遺跡は日高川左岸の丘陵近くに位置し、現地表面での標高が6m前後の微高地上に立地しているが、隣接する小松原II遺跡や湯川氏館跡とともに弥生時代～中世にかけての大遺跡群を構成している。

これらの遺跡群の既往の調査については下に参考文献を示したので、参照されたい。

今回の調査は計19箇所の小調査を設定した小規模なものであったが、遺跡の地下の微地形の一部および遺跡の南限が明かとなった。調査を実施した範囲では、遺跡には二箇所の微高地があり、そこには弥生時代から中世の遺構が密に検出された。南側の微高地上には竪穴住居跡が確認されたが、この部分は周知の遺跡の範囲外の部分であった。

各微高地の間は自然河川や湿地であり、自然河川は後世に位置の変更こそされているが、現在の用水路や財部川として機能している。

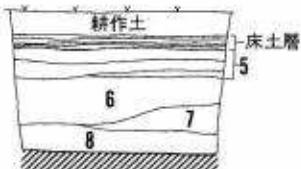
参考文献

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 「御坊商工高等学校埋蔵文化財試掘調査報告」 | 和歌山県教育委員会 1981 |
| 「1980年度 埋蔵文化財発掘調査概報」 | 御坊市遺跡調査会 1981 |
| 「湯川神社境内遺跡（湯川氏館跡）発掘調査概報」 | 御坊市遺跡調査会 1982 |
| 「」 II 」 | 〃 1983 |
| 「」 III 」 | 〃 1984 |
| 「小松原II遺跡（湯川氏館跡）発掘調査概報 IV 」 | 〃 1985 |
| 「」 V 」 | 和歌山県教育委員会 1986 |
| 「県立御坊商工高等学校埋蔵文化財発掘調査概報」 | 和歌山県教育委員会 1987 |
| 「御坊駅前広場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査略報」 | 御坊市遺跡調査会 1989 |

- 2 -

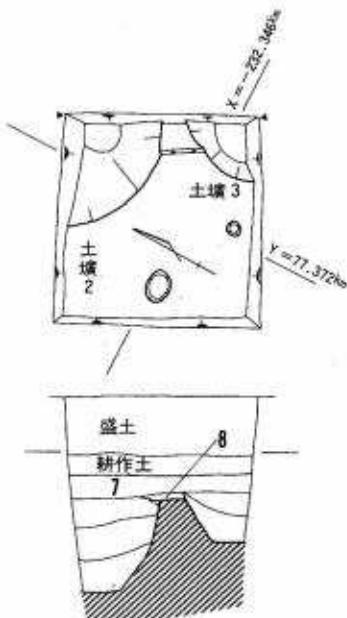
第1調査区

現在の財部川近くの低地に設けた調査区。現地表面の標高は約4.5mである。頻繁な水田の改変がみられる床土層の下には、基本的には四層に分層できるシルト質の遺物包含層が堆積して無遺物の円疊層となる。円疊層は財部川の氾濫原の川床面にあたる。



この調査区から弥生土器1・土師器31・須恵器7・中国製白磁1が出土した。このうち時期の判明するものでは、14世紀代の白磁は床土層から、8世紀の須恵器は第7層から出土している。

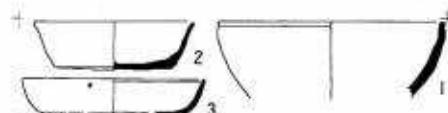
第2調査区



▲東から

微高地上に位置する調査区。第7層5Y5/2灰オリーブ色シルト質土が堆積しており、この層から土師器18・須恵器2が出土した。土師器には8世紀代のものが確認できる。

無遺物層上で土壤状遺構・ピット状遺構を夫々二検出した。土壤2の埋土は三層に分層できるが、遺物は中層に多い。図示した須恵器鉢(1)のほか土師器24・須恵器36出土した。土壤3からは土師器20・須恵器8・製塩土器12が出土した。このうち須恵器杯A(2)・土師器杯A(3)を図示した。いずれも平城IVに比定できるので、この遺構は8世紀後半のものと思われる。土壤2と3のあいだには第8層5Y3/1オリーブ黒色シルトが介在していることから2は3より古いといえる。ピットからは土師器2が出土したが時期のわかるものはない。



▲出土土器

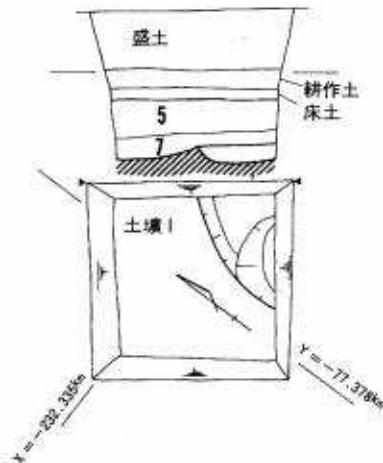
第3調査区

埋没した自然河川の南斜面部に相当するらしく、無遺物層の10Y R 6 / 8明黄褐色シルト層が、北西にむかって緩やかに傾斜する。この埋没した自然河川は今は北側に位置を変え、ずいぶんと浅いものになっているが、用水路として残っている。

調査区の東隅で土壤1が検出された。土壤1からは土師器2が出土したが、その時期は不明である。土壤の埋土は7.5 Y R 3 / 1黒褐色シルトである。

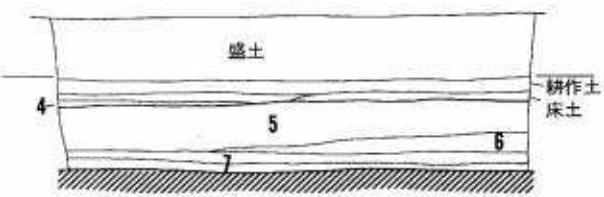
この調査区の層名は第4調査区のそれと対応するので、色調・土質についてはそちらを参照されたい。

この調査区の遺物包含層からは、弥生土器7・土師器39・須恵器6・製塩土器6・黒色土器A類2・備前焼き1・瓦1が出土した。製塩土器は厚手の砲弾形のもので、8~9世紀のもので、瓦は古代の瓦である。備前焼きはⅢ期(真壁編年)の摺鉢で、最も下層の第7層から出土している。



第4調査区

埋没した自然河川の河床部にあたるらしく、無遺物層が水平になっている。床土層より下層には、基本的には五層に分層できる遺物包含層が堆積していた。

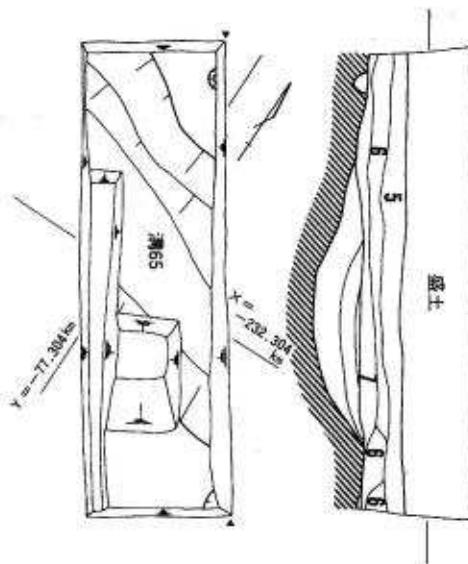


これらの層からは土師器24・須恵器38・製塩土器19・瓦質甕1・中国製青花1・瓦4が出土した。瓦はすべて古代のものである。青花は第7層から出土したので、これらの遺物包含層は16世紀以降堆積したことがわかる。

ただし、遺物の総量のなかでは8・9世紀代のものが多数をしめている。第3および後にふれる第12調査区出土遺物の年代の組成も同様で、とりわけ古代の瓦片が少なからずあることは注意される。したがって、この付近一帯に8・9世紀の瓦葺建物があった公算が強いといえる。

各層の土質・色調は次のとおりである。第4層は2.5GYオリーブ灰色シルト層でマンガン斑がみられる。第5層は5Y5/2灰オリーブ色シルト層で、マンガン斑が多い。第6層は鉄分の多いシルト質土で5Y5/3灰オリーブ色をしている。第7層は10YR4/1灰色の粘性の強いシルト質土で、下部には20cm大の円礫が層をなしていた。

第5調査区



▲北西から

微高地上に位置する調査区で、現在の用水路がすぐ近くに流れている。盛土の下がすぐ第5層で、それ以下は基本的には三層に分層できる遺物包含層が堆積して、無遺物のシルト層となる。第5層は第4調査区のそれと同様である。第6層と第7層は、5Y4/4暗オリーブ色のシルト質土を基調とするが、粒度の差で分層できる。第6層は汚水の浸透で10G4/1暗緑色に変色した部分や、汚染された土層の混入した部分などに細分され、それらが不整合に堆積している。

第5層からはなにも出土しなかったが、第6・7層からは弥生土器17・土師器54・須恵器6・製塙土器19・黒色土器A類1・土錐1が出土した。製塙土器はすべて、厚手の砲弾型のもので8・9世紀のものである。

黒色土器が第7層から出土しており、これが今のところ第7層の下限遺物である。したがって、この調査区の遺物包含層も9世紀以降に堆積したものとみなすことができる。

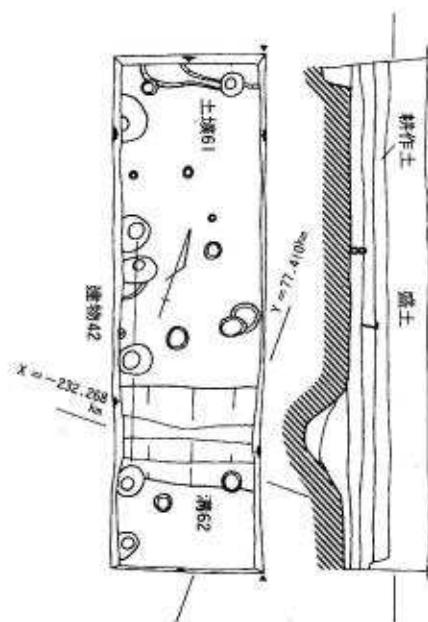
遺構は無遺物層上で、溝65のほかピットが二箇所で見つかった。溝65は幅が約2.4m、深さ約0.5mの規模で、断面形は浅い「U」字状をしており、東西方向に延びている。溝の埋土は三層に分層できるが、すべて5Y系暗オリーブ色のシルトを基調とする。

ピットからはなにも出土しなかったが、溝65からは弥生中期の土器10が出土しているので、この溝は弥生中期のものと判断できる。

第6調査区



▲▲北から



微高地上の調査区。耕作土層の下に第7・8層が堆積して、無遺物のシルトとなる。第7層は5Y4/2灰オリーブ色のマンガン斑の多いシルトで、第8層は5Y3/2オリーブ黒色のシルトである。両者の変化は暫位的で、境目は明瞭ではない。

第7層からは弥生土器2・土師器14・須恵器14・製塩土器2が出土したが、第8層からはなにも出土しなかった。

遺構は無遺物層上面で検出されるものと、第7層上面で検出されるものがある。後者には建物42を構成するピットのほか、円形の掘り形で柱芯の痕跡が確認できるピットが該当する。

建物42は南北方向に直線的に並ぶ三箇所のピットで、芯々間の距離が136cmの等間隔である。ピットの掘形埋土から瓦器片が出土しているので、この建物は中世以降のものということになる。

溝55および土壙61は弥生時代中期の遺構で、前者からは凹線・円形浮文で飾られた高杯など85片、後者からは37片の弥生土器が出土した。両者の埋土は5Y系の暗ないし黒いオリーブのシルトである。溝55の埋土の上層は、溝の内部に届まらず溝の南側から調査区外に連続しており、そちらのほうには弥生時代の遺物包含層が遺存している公算が強い。

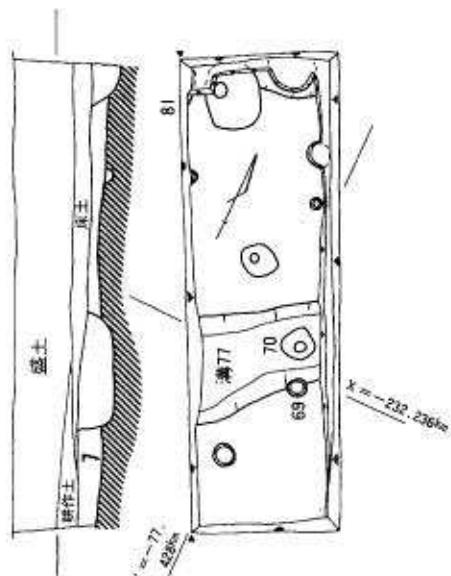
その他の遺構からは、土師器13・製塩土器2が出土した。

第7調査区

微高地の縁辺に位置するらしく、無遺物層および第7層が北側へ緩やかに下がっている。第7層の上に床土層で水平面を形成して水田が営まれていることが土層断面で観察できる。したがって、水田開発の時期までは、付近の微地形が地表面に現われていたことがわかる。

第7層の色調・土質は第6調査区と同様であるが、遺物の出土数は少なく土師器8・須恵器1があるだけで、時期のわかるものはない。

遺構は第7層上面で検出されたものと、無遺物層上で検出されたものがある。前者には溝77とピット69・70・81がある。遺構からの出土遺物も皆無であり遺構の分布も粗でまとまりがなく、詳しいことはなにもわからない。

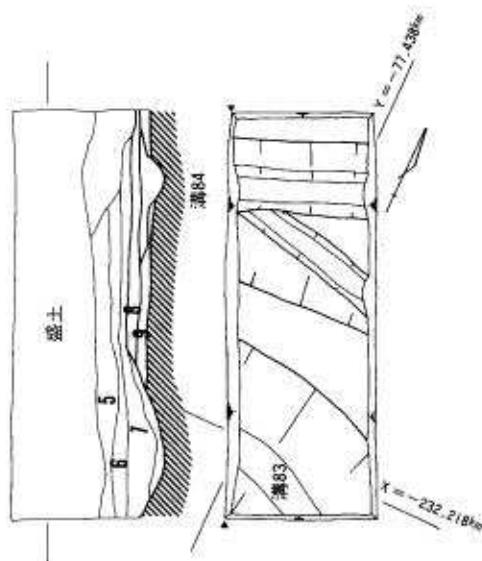


第8調査区

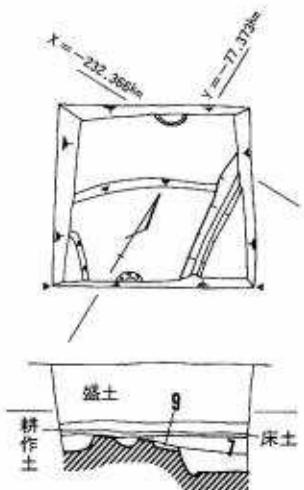
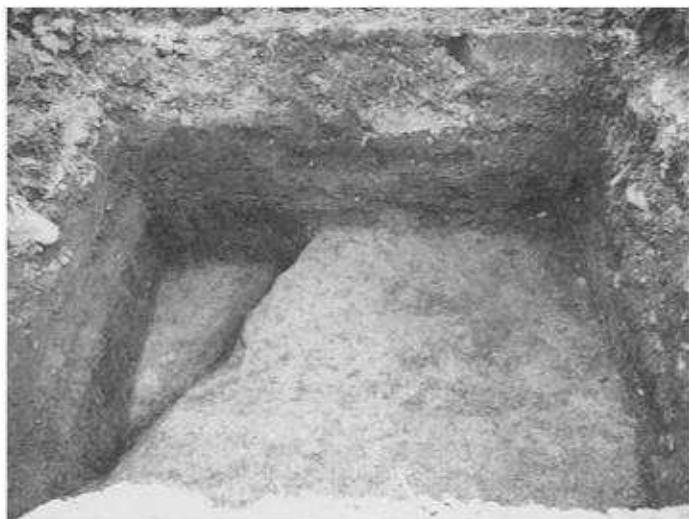
低湿地に位置する調査区。盛土のしたに五層に分層できる遺物包含層が堆積しており、無遺物のシルト層となる。

第5・6層の色調・土質は第4調査区のそれと同様である。第6層から土師器9・黑色土器A類3が出土した。第7層はN4/0灰色の粗砂の多いシルトで、この層からは土師器9・須恵器14・製塙土器1が出土した。第8層は7.5Y2/1黒色の粗砂混じりシルトで、土師器8・須恵器2・製塙土器2が出土した。この遺物のなかには8世紀のものが含まれている。第9層は5Y2/1黒色のシルトで、弥生土器3が出土しており、弥生時代の遺物包含層の可能性がある。

溝83と溝84が検出された。前者は第8層上面が検出面で、須恵器4・土師器7が出土した。検出面からみて溝83は9世紀以降と判断できる。後者は第9層上面が検出面で、土師器4・須恵器3が出土した。須恵器には6世紀末のものがある。



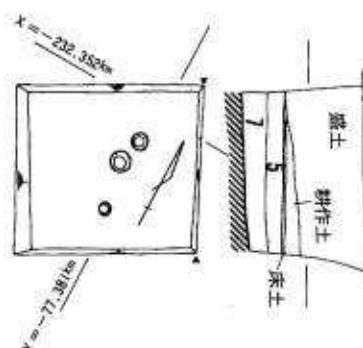
第9調査区



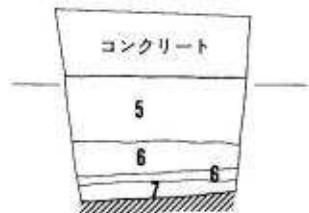
微高地上の調査区。壁溝を備えた方形の竪穴住居跡の一辺とおぼしき遺構と、ピットを検出した。竪穴住居跡の一辺は真北方向をむいている。竪穴住居跡は第9層5Y5/1灰色のシルト層から掘り込まれているが、ピットは無遺物のシルト層上で検出された。

この調査区では出土遺物がすくなく、竪穴住居跡の上部を覆っている第7層5P3/1暗紫色シルト層から時期不明の土師器が10出土したに過ぎない。したがって、竪穴住居の時期も今のところ不明である。

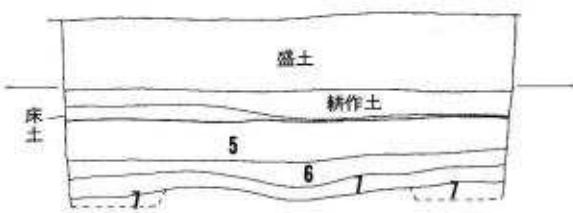
第10調査区



埋没河川の斜面部に位置するらしく、無遺物の小礫混じりシルト層が西方に緩やかに下がる。無遺物層上で三箇所のピットを検出した。遺物包含層の層名は第4調査区と同様である。第7層から土師器58・須恵器36・製塩土器16が、ピットから土師器9・須恵器1が夫々出土した。遺物は8世紀のものが多い。



▲第11調査区



▲第12調査区

第11調査区

コンクリート基礎が埋まっており、危険な状態だったので、掘削は機械でおこない土層断面の記録のみおこなった。

この調査区は埋没河川の斜面部に位置するらしく、無遺物のシルト層が西方に緩やかに下る。層位は第4調査区と同様であるが、第6層が鉄分の多少で細分される。下部の第6層に鉄分・小礫がおおい。この調査区の第5層は付近の調査区の第5層より厚く堆積し、上面のレベルが高い。したがって、この調査区の第5層は整地されたものである公算が大といえる。

第12調査区

埋没河川の河床部に相当するらしく、無遺物層までが深い。掘削深度が地表面から2mを超えたので、掘削を中止した。

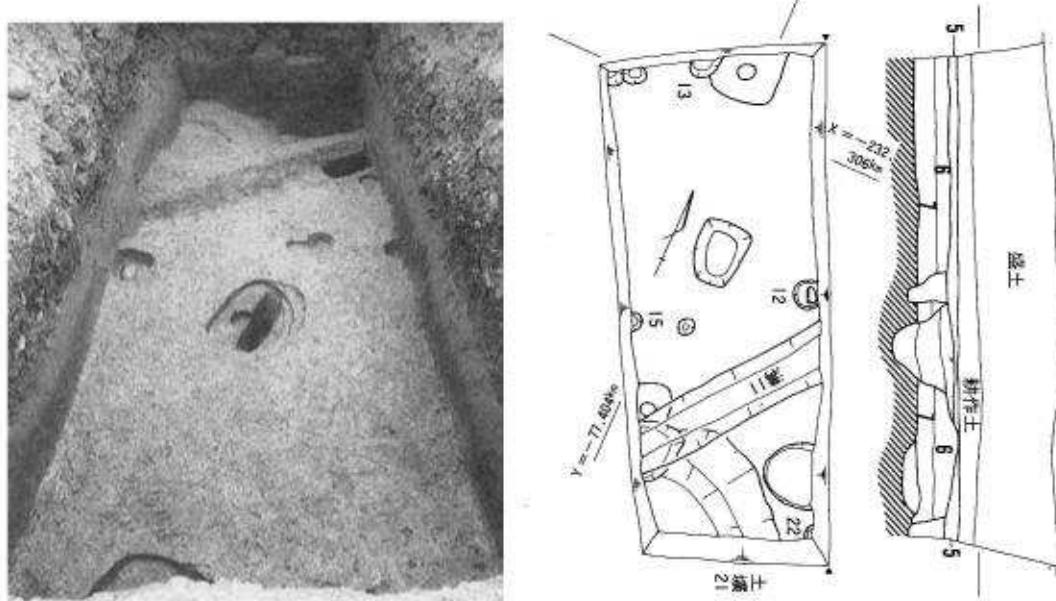
この調査区の層位は第4調査区と同様であるが、第7層が鉄分の多少で細分される。下部の第7層に鉄分が多く、上下の境目で遺物が多く出土した。各層の出土遺物は以下のとおりである。

第5層からは土師器18・須恵器5・製塙土器18、第7層からは土師器31・須恵器46・製塙土器48・瓦1・土製品5が出土した。瓦は古代のもので、土製品には土鍤や甌がある。これらの遺物には8世紀のものが多い。



◀遺跡近景
(北から)

第13調査区



微高地上の調査区。耕作土の下に三層に分層できる遺物包含層が堆積し、無遺物のシルト層となる。各層の色調・土質と出土遺物は次のとおりである。

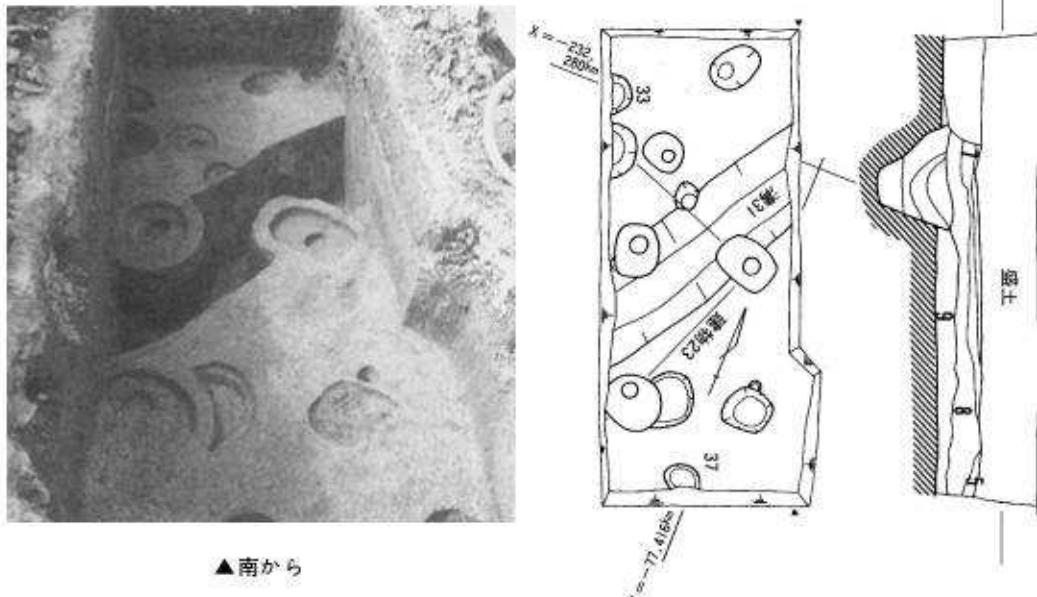
第5層は10Y6／1灰色粗砂混じりシルトで、遺物はなにも出土しなかった。第6層は7.5Y6／2灰オリーブ色シルトでマンガン斑がある。この層からは土師器82・須恵器6・製塩土器9・黒色土器A類1・フイゴの羽口1が出土した。第7層は5Y3／2オリーブ黒色のシルトで粘性が強い。この層からは土師器4・須恵器1が出土した。これら各層出土遺物のうち年代の判明する下限遺物は、第6層が9世紀で第7層が8世紀である。

この調査区では溝・土壤・ピットが検出されたが、これらには第6層上面検出面とするものと、無遺物層を検出面とするものがある。

第6層上面で検出されたのは、溝11とピット12・13・15・22がある。これらの遺構の埋土は共通しており、黄色シルトの粒子が含まれた第5層に近似したものである。溝11から土師器8・須恵器2のほか、瓦器1・土師質土器1・青磁1など中世の土器が出土している。以上から、これらの遺構は中世以降のものと判断できる。なお、ピット12には根石が据えられており、柱穴と考えられる。

その他の遺構は無遺物層上面で検出された。このなかには柱穴と判断できるものがあるが、建物の復元には至らない。土壤21からは土師器8・須恵器2が出土しており、須恵器には8世紀のものがある。その他の遺構からは合計すると土師器29・須恵器3が出土した。

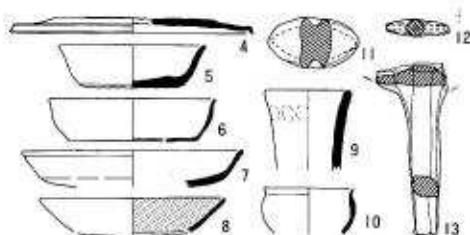
第14調査区



微高地上的調査区。遺物包含層の色調・土質と出土遺物は次のとおりである。

第5層は第4調査区のそれと同様であるが、出土遺物はなにもない。第7層は上部が汚染し変色しているため細分したが、基本的には10G 2／1緑黒色のシルトで、土師器155・須恵器64・製塩土器102・黒色土器A類8・瓦2・土製品6が出土した。これらの遺物の一部を図示した。須恵器蓋(4)の天井部と須恵器杯A(5)の底部はヘラ切り不調整。(6・7)は土師器の杯Aと皿A。(8)は黒色土器A類の杯A。製塩土器には厚手砲弾形の(9)と薄手楕形の(10)があるが、前者が多数である。土製品には土錘(11・12)や黒色土器B類でつくられたお好み焼きのコテ状の(13)のほか竈がある。この層の下限遺物は9世紀である。

第8層からは土師器55・須恵器8・製塩土器10が出土した。時期の判明するものとしては9世紀のものがある。第9層からは弥生土器6が出土した。

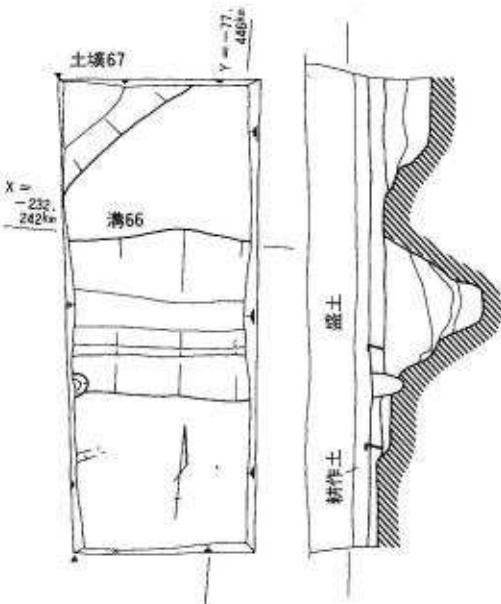


▲第7層出土遺物

遺構には第8層上面で検出される建物23やピット33・37、第9層上面で検出される溝31、無遺物層で検出されるその他がある。前者は層位からみて9世紀前後のものであろう。

溝31からは土師器12・須恵器5・製塩土器7・黒色土器A類2・土錘1があるが、黒色土器は埋土上部から出土した。溝の開削は底面近くの土器からみて8世紀と思われる。

第15調査区



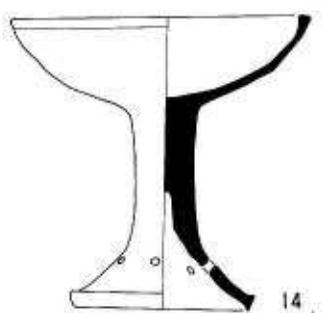
▲南から

微高地上の調査区。耕作土の下に遺物包含層が一層堆積し、無遺物のシルトとなる。遺物包含層は第7調査区の第7層と同様の色調・土質である。この層から土師器24・須恵器2・製塩土器1が出土した。これらの遺物のうち、年代の判明するものには8世紀のものがある。

遺構は第7層上面から掘り込まれたピットと、無遺物層上面で検出された溝66および土壤67がある。

ピットからはなにも出土していないが、検出層位から判断して9世紀以降のものと判断される。溝66は断面形が二段の「U」字状をなし、底面には粗砂・鉄分の沈着が認められた。水の流れを窺わせる底面の状況である。この溝からは土師器18・須恵器6が出土しており、須恵器には6世紀末のものがある。

67は一応土壤状の遺構としたが、実体は定かではない。この遺構からは弥生土器100が出土した。底面に接して出土した二個体の高杯は完形に近い遺存状況である。そのうちの一つ(14)を左に図示した。(14)は大形の高杯で、器形から畿内第IV様式に平行するものと見ることができる。他の出土遺物も同時期のものと思われる所以、この遺構の年代も当該期に決定できる。



▲ 土壤67出土遺物



▲南西から

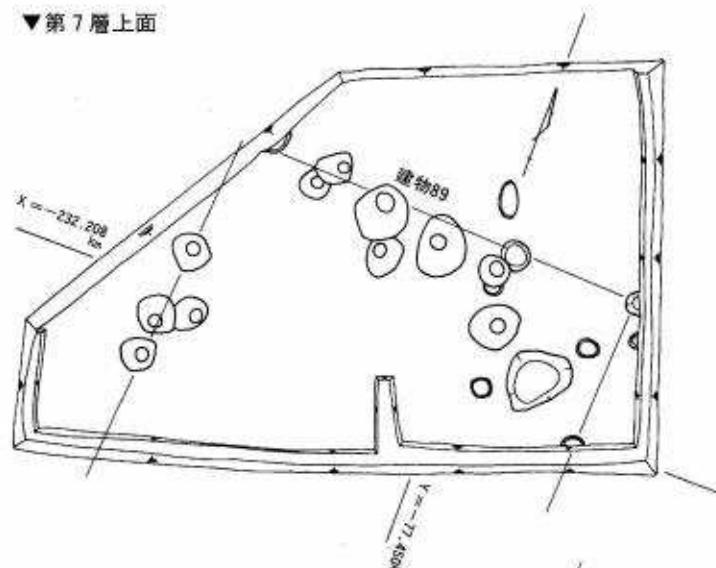


▲北から

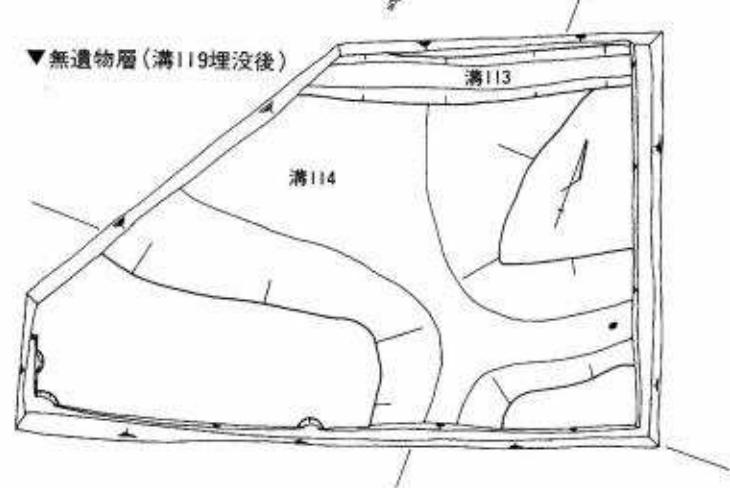


▲北西から

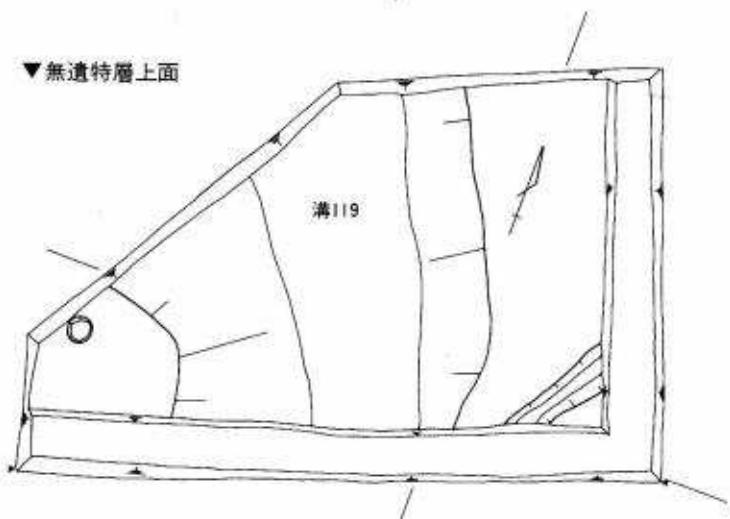
▼第7層上面



▼無遺物層(溝119埋没後)



▼無遺物層上面



第16調査区

低湿地に位置する調査区。耕作土の下に三層に分層できる遺物包含層が堆積し、無遺物のシルト層となる。無遺物のシルトの下層は機械掘削で調査をおこなった。それによると、無遺物のシルト層は5Y5/6オリーブ色をしており、炭化物を含んでいる。この無遺物層は厚さが約80cm程ある。その下には5BG4/1暗青灰色シルトがおよそ1mの厚さであり、N2/0黒色の細砂の多いシルトとなる。この層には自然木が多量に混じっている。

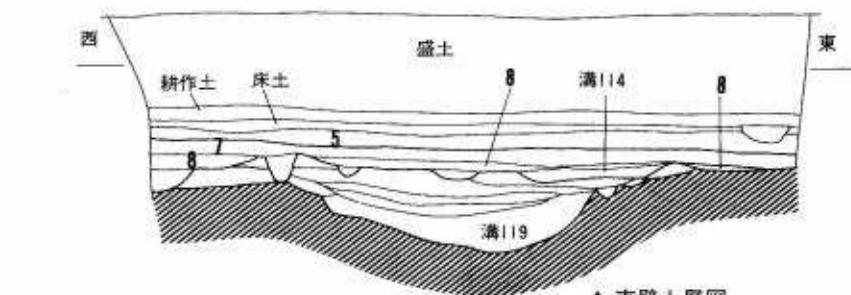
こうした状況から、この調査区の付近は現地表からいうと深さが4m以上ある低湿地となっていることがわかる。

遺物包含層の色調・土質と出土遺物は次のとおりである。第5層の色調・土質は第4調査区と同様で、弥生土器3・土師器40・製塙土器2・須恵器8・土鍤1が出土した。第7層は7.5Y5/1灰色シルトで弥生土器1・土師器29・サヌカイト剥片1が出土した。第8層は5Y5/1灰色シルトで土師器8が出土した。

遺構面は二面ある。第7層上面では建物89やピット・土壤を検出した。建物89は、東西3間・南北3間以上の規模で真北方向を向いている。東西の柱間は芯々間が約150cmであるが、南北の柱間は不揃いである。この建物は層位からみて10世紀以降のものと判断される。

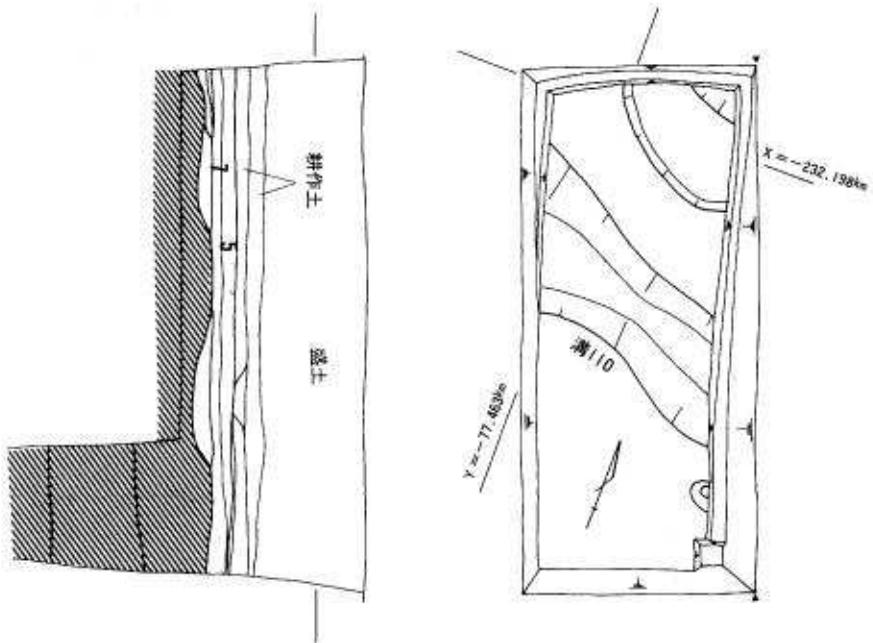
無遺物層上面で検出される遺構には溝119とその埋没後に掘削された溝やピットがある。後者のうち溝114からは古墳時代前期の土器52が出土している。

溝119からは左図に示したものを受け、弥生中期の土器236が出土している。この溝の連続する溝が駅前広場の調査で見つかっている。



▲南壁土層図

第17調査区



低湿地に位置する調査区。遺物包含層および無遺物層やその下層の状況は、第16調査区と同様である。この調査区の第5層からは土師器14・瓦器2が出土した。第7層からは弥生土器4・土師器6が出土した。

遺構には第7層上面で検出されたピットと、無遺物層で検出された溝110や調査区北隅の浅い落ち込み状の遺構がある。遺構からの出土遺物はない。

第18・19調査区

遺跡が周知の範囲より南に広がることが明かとなつたため、その南限を知るために二箇所に調査区を設定した。これらの調査区の現地表面は、竪穴住居跡が検出された第9調査区と同じ高さであった。したがつて、これらの調査区と第9調査区との間には財部川が流れているが、それは後世の付け替えであることが考慮された。

調査の結果、第18調査区は現地表から約1.6m、第19調査区は約2.2mの深さまで整地層が埋まつており、その下が砾層であることが判明した。前者の整地層には遺物が多量に含まれていた。つまり、現在の財部川は付け替えられたものではあるが、その本来の流れは第19調査区あたりから南であったことがわかった。遺跡の南限は現在の財部川のあたりであろう。

ま　と　め

以上、調査の結果と所見の概略を記述してきた。営業中の商店街の調査であったため、調査区は小さく小間切れで、非計画的なものとならざるを得なかった。そのため、調査で得られた情報は断片的なものに過ぎないが、今後の周辺地域の調査の参考になりそうなことを列記してまとめたい。

なお、調査地周辺に公共測量基準の三級ならびに四級の基準点およびその引照点を設置したので利用されたい。その成果表は当センターにある。

1. 遺跡には現地表面の観察からは窺えない起伏がある。自然流路・低湿地・微高地がかなり複雑に入り組んでいることが予想できる。
2. 遺跡の南限が周知の範囲より拡大した。
3. 遺跡には複数以上の遺物包含層の堆積が認められ、そのうちの幾つかは遺構面を構成している。判明した遺跡の層位を取てまとめるとき次のとおりとなる。
 - a. 第5層は中世以降の堆積層である。
 - b. 第7層・第8層は8世紀もしくは9世紀以降の堆積層である。
 - c. 第9層は弥生時代の遺物包含層である公算が強い。
 - d. 埋没河川の部分では第7・第8層は再堆積したものらしく、その下層から中世の遺物が出土する。
 - e. 遺構面を構成しているのは、第6層・第7層・第8層・第9層・無遺物層である。第7層以下の遺構面の年代観はb・cから各々判断できよう。第6層が遺構面の場合は、10世紀以降で中世以前と考えるしかない。
4. 遺跡で検出された遺構の年代は以下である。

弥生時代中期、古墳時代前期・後期、8・9世紀、10世紀以降。このうち、遺構の数や出土遺物が多いのは弥生時代中期と8・9世紀である。

弥生時代は細かに入り組んだ湿地を生産基盤にしていたことが想定でき、隣接する小松原II遺跡などと合せて、この時代の一大遺跡を構成していたものと考えられる。

8・9世紀の掘立柱建物は1棟を検出したにすぎないが、この時代の出土遺物はもっとも多い。そのなかでも、製塙土器は多数あり、瓦や甕も少なくはない。したがって、周辺には瓦葺の建物の存在が想定できるし、製塙土器や甕は律令的祭祀にかかる遺物ということができる。つまり、これらのこととは、この地域に官衙のあることを示唆する状況証拠といえる。

蛭田坪遺跡

御坊駅前吉原線街路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要

1993.12

編集 発行 財団法人 和歌山県文化財センター
印刷 有限会社 土屋総合印刷
